

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年8月26日
【会社名】	株式会社 京進
【英訳名】	KYOSHIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白川 寛治
【本店の所在の場所】	京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382- 1
【電話番号】	075 (365) 1500 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画本部長 高橋 良和
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382- 1
【電話番号】	075 (365) 1500 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役企画本部長 高橋 良和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年8月20日開催の当社第35期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年8月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円80銭

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款の第2条（目的）につきまして事業目的を変更するものです。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

(3) 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第31条（取締役の責任免除）を新設するものであります。

(4) その他所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。つきましては、監査等委員である取締役3名を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成11年5月27日開催の第18期定時株主総会において年額2億5千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしました。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて年額2億5千万円以内と定めるものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額2千5百万円以内と定めるものであります。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役福盛貞蔵氏、尾川宣之氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	69,417	24	0	(注)1	可決(99.08%)
第2号議案	69,416	25	0	(注)2	可決(99.08%)
第3号議案				(注)1	
立木貞昭	69,414	27	0		可決(99.08%)
白川寛治	69,414	27	0		可決(99.08%)
土坂義高	69,414	27	0		可決(99.08%)
高橋良和	69,410	31	0		可決(99.07%)
樽井みどり	69,414	27	0		可決(99.08%)
福澤一彦	69,414	27	0		可決(99.08%)
立木康之	69,400	41	0		可決(99.06%)
第4号議案				(注)1	
中島賢	69,414	27	0		可決(99.08%)
市原洋晴	69,419	22	0		可決(99.08%)
竹内由起	69,419	22	0		可決(99.08%)
第5号議案	69,412	29	0	(注)1	可決(99.07%)
第6号議案	69,397	44	0	(注)1	可決(99.05%)
第7号議案	69,398	43	0	(注)1	可決(99.05%)
第8号議案	69,366	75	0	(注)1	可決(99.01%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上